平成２３年（フ）第６６８号
東京都八王子市中野山王３丁目７番１―410号中野山王３丁目アパート
破産者　白根澤政俊
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９７３号
横浜市磯子区滝頭３丁目３番20号末広ハウス302号
破産者　有限会社ドルフィン
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３８０号
横浜市鶴見区東寺尾６丁目35番８―404号
破産者　有限会社北斗電気工事設備
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４４６号
横浜市港北区新吉田東３丁目８番地13
破産者　有限会社濱や地所
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２３９号
愛知県清須市西市場３丁目４番地１
破産者　株式会社さくら工務店
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５６１号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字野田49番ドミール野田202号室、住民票上の住所愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字志水65番地サンマンションアトレ豊山1002
破産者　相馬　信博
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５６２号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字野田49番ドミール野田202号室、住民票上の住所愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字志水65番地サンマンションアトレ豊山1002
破産者　相馬　和子
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１００６号
愛知県知多郡阿久比町大字阿久比字駅前２丁目14番地
破産者　有限会社ワイズ
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３６２号
愛知県春日井市瑞穂通１丁目176番地
破産者　有限会社スズキ自販愛知
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４１４号
愛知県犬山市富岡新町１丁目64番地103
破産者　宮田電気株式会社
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４６４号
名古屋市中川区服部５丁目1514番地
破産者　有限会社浜政建材
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３号
三重県松阪市駅部田町1125番地２東出荘３号、住民票上の住所福岡県飯塚市花瀬30番地８
破産者　久津輪勝男
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１００号
三重県度会郡南伊勢町田曽浦3493番地
破産者　濵口　保泰
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
三重県志摩市磯部町穴川895番地88
破産者　西川　　晃
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第７号
京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野404番地の２
破産者　株式会社ＫＯＢＡＹＡＳＨＩ
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第７６６号
神戸市中央区栄町通２丁目10番３号
破産者　株式会社グルッポカンパニー
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３９号
沖縄県うるま市与那城西原679番地
破産者　森根　美江
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第６１２号
北海道千歳市泉沢1007番261
破産者　株式会社ドーケン
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６４８号
青森市大字野内字浦島218番地
破産者　北日本レミコン株式会社
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成１９年（フ）第２８４号
千葉県旭市高生867番地の２
破産者　株式会社光永建設
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１９７号
香川県高松市木太町3905番地
破産者　有限会社メディカルビジネスサービス
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係